

お知らせ

総合評価方式における評価基準等の改正について

令和4年3月25日
山口県

1 改正点

(1) 継続学習（CPD）及び地域活動実績に係る特例的な対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために継続学習（CPD）に係る講習会やボランティア活動の一部が例年どおりに開催または実施されていない状況を鑑み、令和4年度の特例的な対応として、評価基準等を次のとおり改正します。

ア「継続学習（CPD）制度の取組状況」を評価する期間の拡大及び取得単位数の緩和

例年であれば「令和4年4月1日から…」となるところを「令和3年4月1日から…」とするとともに、評価する取得単位数を推奨単位の1/2以上とする。

■例年※ ※令和2年度以前

令和4年4月1日から入札通知又は公告日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間における、配置技術者の継続学習（CPD）に対する取組状況（各認証団体**推奨単位以上**とする。以下、略）を評価する…



■令和4年度

令和3年4月1日から入札通知又は公告日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間における、配置技術者の継続学習（CPD）に対する取組状況（各認証団体**推奨単位の1/2以上**とする。以下、略）を評価する…

イ「地域活動実績」を評価する期間の拡大

例年であれば、過去1年間として「令和3年4月1日から…」となるところを、過去2年間として「令和2年4月1日から…」とする。

■例年※（過去1年間の地域活動実績） ※令和2年度以前

令和3年4月1日から入札通知日又は公告日までの間における…企業としてのボランティア活動…について評価する。



■令和4年度（過去2年間の地域活動実績）

令和2年4月1日から入札通知日又は公告日までの間における…企業としてのボランティア活動…について評価する。

(2) 配置技術者の同種工事の施工経験に係る評価対象の追加

改正建設業法（令和2年10月1日施行）において、監理技術者の専任義務が緩和され、元請の監理技術者に関し、監理技術者の職務を補佐する者（＝監理技術者補佐）を置いた場合は、同一の監理技術者（＝特例監理技術者）が複数の現場を兼務できるようになりました。

これに伴い、評価項目「配置技術者の技術的能力」の、評価の細目「配置技術者の同種工事の施工経験」について、次のとおり改正します。

「配置技術者の同種工事の施工経験」の評価対象に特例監理技術者及び監理技術者補佐としての従事経験を追加

- ア 対象工事 : 全ての工事
- イ 適用型式 : 特別簡易型、簡易型、標準型
- ウ 評価方法 : 下表の区分により評価対象とする

「同種工事の施工経験」の評価対象となる従事役職						
今回追加						
	主任技術者	監理技術者	特例 監理技術者	監理技術者 補佐	現場代理人	担当技術者
特別簡易型	●	●	●	●	●	○ ※1 若手担当技術者
簡易型	●	●	●	●	●	
標準型	●	●	●	●	○ ※2	○ ※2

●, ○: 評価対象

※1: 若手技術者の育成として、若手担当技術者を評価対象としている。
若手担当技術者とは、担当技術者として配置された時点で満35歳未満であった者

※2: 個別工事毎に評価対象を設定する。

2 適用

令和4年4月1日以降入札公告する工事から適用する。